

台風第 20 号及び台風第 21 号による農林水産業被害の 支援に関する緊急要望

平成 30 年 8 月 23～24 日に上陸・通過した台風第 20 号及び、9 月 4 日に上陸・通過した台風第 21 号は、関西では 8 名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者や住家のほか、電力施設の損壊で大規模な停電を招くなど、甚大な被害をもたらした。

今回の立て続けに襲来した 2 つの台風は、農業では、野菜や水稲の倒伏、果実の落果や枝折れ、樹体の倒木のほか、ビニールハウスや果樹棚、茶棚、畜舎が損壊するなど、生産基盤にも大きな被害をもたらした。また、林業や水産業においても、林道施設の崩壊や防波堤の倒壊などの被害が発生し、今後の農林水産業経営への影響が懸念されている。

このため、被害を受けた農林水産業の早急な復旧について、関西広域連合として下記のとおり緊急に要望する。

記

- 1 被災した農業用ハウス、畜舎、堆肥舎、果樹棚、茶棚、防風ネットなどの復旧が円滑に進むよう、「被災農業者向け経営体育成支援事業」及び「強い農業づくり交付金」により、台風第 20 号及び台風第 21 号の被害を対象とした対策を講じるとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 被災農家が一日も早く経営を再開できるよう、農業共済金の早期支払を実現するとともに、被災農家が行う果樹や茶の改植について、今年度内に「果樹経営支援対策事業」及び「茶改植等支援事業」で実施できるよう必要な財源を確保すること。
- 3 被災した集出荷や加工施設などの共同利用施設の復旧が円滑に進むよう、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」により、台風第 20 号及び台風第 21 号の災害復旧に対し、必要な財源を確保すること。
- 4 被災した農地・農業用施設の復旧が円滑に進むよう、「農地・農業用施設災害復旧事業」により、台風第 20 号及び台風第 21 号の災害復旧に対し、迅速な査

定対応と必要な財源を確保すること。

- 5 被災農業者の資金繰りを支援するため、「農林漁業セーフティネット資金」、「農林漁業施設資金」などによる制度融資の無利子化を講じること。
- 6 被災した林道施設や治山施設、森林などの復旧が円滑に進むよう、「林道施設災害復旧事業」、「治山施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「森林環境保全整備事業」により、台風第 20 号及び台風第 21 号の災害復旧に対し、必要な財源を確保すること。
- 7 被災した防波堤や岸壁などの漁港施設の復旧が円滑に進むよう、「公共土木施設災害復旧事業」により、台風第 20 号及び台風第 21 号の災害復旧に対し、必要な財源を確保すること。

平成 30 年 9 月 20 日

関西広域連合